

民法改正対応説明会実施報告

平成30年11月1日(木) ウィンクあいち 1101会議室

民法改正(2020年4月1日施行)による会員生協の実務への影響と対応課題について学び、早期対応の準備をすすめることを目的とし実施いたしました

講師 宮部好広氏(日本生協連法務部 部長)
下川慶子氏(日本生協連法務部 弁護士)

◇参加者59名(13生協49名、県外生協連3名、日本生協連3名)
コープあいち3名、あいち1名、トヨタ12名、かりや愛知中央6名、一宮3名、トヨタ車体2名、愛知県職員2名、愛知県警察職員3名、南医療1名、名古屋市民火災共済4名、東海コープ10名、アイチョイス1名、名古屋大学消費1名、全岐阜県生協連1名、三重県生協連1名、静岡県生協連1名、事務局4名

◇各会員生協における対応課題

- ①組合員との間の利用ルール等を定めた約款や、取引先や委託先との契約書について現状を点検し、改正民法に対応した内容に改める。
- ②実務の現状を点検し、改正民法に即した今後の実務上の対応方針を固める。



◇民法改正の意義と対応課題の概観

- ①民法とは
- ②今回の民法改正の目的と意義
- ③民法改正と生協の業務

◇改正内容と実務対応課題[テーマ別資料集] ◎=重要

- ①無権代理・・・決裁権限に関する内部規定違反等
- ②組合員家族による行為に関する法的整理
- ③時効の管理・・・供給未収金の事項等[◎]
- ④債権譲渡[◎]
- ⑤商品事故の法的関係と対応[△]
- ⑥交通事故等の法的関係[△]
- ⑦債務保証・・・個人根保証契約等[◎]
- ⑧危険負担・・・債務不履行のリスク等[○]
- ⑨賃貸借[○]
- ⑩業務委託[◎]
- ⑪相殺[○]
- ⑫その他・・・契約更新と改正民法適用の時期等

◇宅配事業約款例と契約書改訂ポイント

①定型約款の合意・・・相手方に表示すればよい

⇒相手方に不利と認められる内容は合意しなかった見なす

②定型約款の変更

※事業者側がつくったルールは定型約款と見なされる可能性大

◇主要契約、参考資料集について

①商品取引基本契約

②業務委託契約

※「請負」なのか「委任」なのか、契約書で内容をしっかり定める必要がある

▼災害で商品が遅延し損害が発生した場合、物流委託先に損害賠償を請求できるのか・・・

⇒故意または過失が無いと責任を問えない(新民法に明文化)

